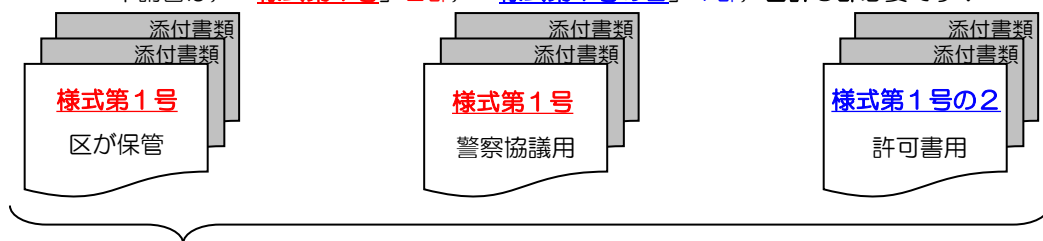


道路占用許可申請の基本的な流れ

○申請の流れ○

- ①道路占用許可申請書3部（内訳：様式第1号×2部、様式第1号の2×1部）に所定事項を記入し、それぞれに添付書類を添えて、各区役所に提出してください。
- ②後日、警察協議書一式をお渡ししますので、所轄警察署に提出し、同時に道路使用許可が必要な場合は道路使用許可申請を行ってください。
- ③所轄警察署より、協議回答書（及び道路使用許可書）が交付されますので、協議回答書を道路占用許可申請をした区役所に提出してください。
- ④区役所より、納付書を交付しますので、占用料を納付してください。占用料納付確認後、道路占用許可書を交付しています。（許可書の即日交付を希望される方は、区役所の銀行にて占用料を納付して下さい。）

申請書は、「様式第1号」2部、「様式第1号の2」1部、合計3部必要です！

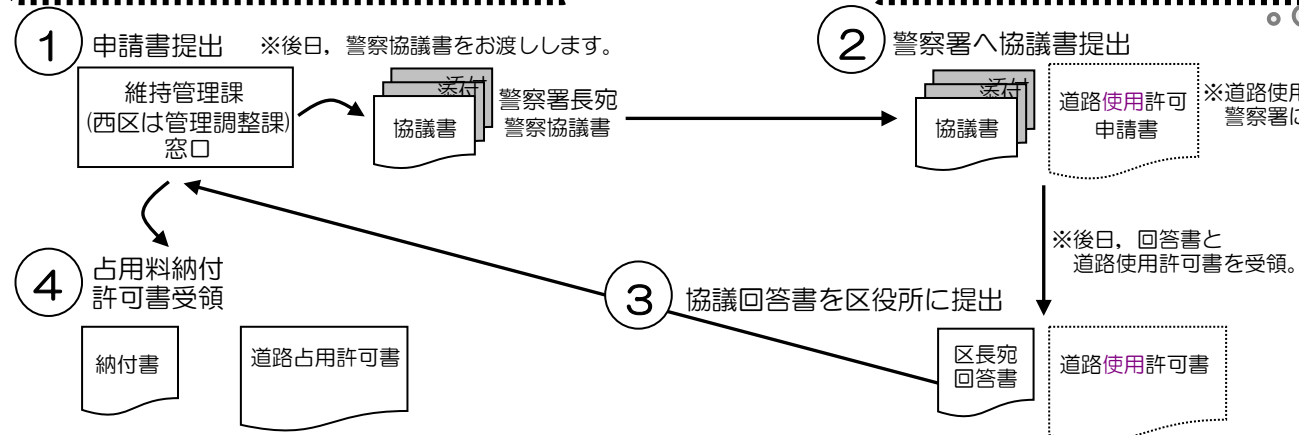


○添付書類○

- ①見取り図
- ②平面図、求積図、求積表（道路事情がわかるよう記入）
- ③断面図
- ④写真（占用する道路面が写ったもの）
- ⑤その他（誓約書等の添付もお願いすることがあります）

区 役 所

所 轄 警 察 署



※各申請窓口で、受付時間が異なる場合がありますので、ホームページや電話等であらかじめご確認ください。

申請先（お問い合わせ先）		
東 区 維持管理課	TEL	645-1056
博多区 維持管理課	TEL	419-1061
中央区 維持管理課	TEL	718-1082
南 区 維持管理課	TEL	559-5094
城南区 維持管理課	TEL	833-4077
早良区 維持管理課	TEL	833-4336
西 区 管理調整課	TEL	895-7042

○注意事項○

- ①道路占用は「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない」という例外的場合に認められるものですので、原則として、民有地内での設置を検討してください。
- ②道路占用許可できる物件は道路法第32条第1項に列挙されている物件しか認められません。
- ③特殊な案件については、上記の流れによらない場合があります。
- ④占用する道路の場所（歩道、車道）の幅員、道路附属物の有無、点字ブロックの有無、街路樹の配置状況などを現地確認してください。